

後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 8 号

後期高齢者医療財政安定化基金条例

(設置)

第 1 条 後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業に要する経費の財源に充てるため、後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(拠出率)

第 2 条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）第 19 条第 1 項の条例で定める割合は、10,000 分の 9 とする。

(積立て)

第 3 条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。